

千葉県病床数適正化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、効率的な医療提供体制の確保に向けて、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を支援するため、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及び本要綱に基づき補助金を交付する。

(交付対象となる事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業者及び事業、基準額は、別表に定めるところによる。

なお、補助対象となる事業者が以下に該当する場合は、交付対象外とする。

- 一 令和7年9月30日時点において廃院している場合(10月1日以降に廃院を予定している場合を含む。)
 - 二 令和7年9月30日時点において事業譲渡等をしている場合(10月1日以降に事業譲渡等を予定している場合を含む。)
 - 三 介護医療院等の介護保険施設への転換のために減床した場合
 - 四 有床診療所から無床診療所へ変更した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。
- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - 二 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情報を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
 - 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める補助対象事業で削減した病床数に対し、別表の第3欄に定める基準額を乗じた額とする。また、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。なお、削減した病床について、地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業(単独支援給付金支給事業)による給付金の支給を受けていた場合は、本補助金との差額のみを支給する。

2 第1項で規定する交付額の算定に当たっては、以下の病床数を除く。

- 一 産科部門の病床(MFICU等を含む)及び小児科部門の病床(NICU・GCU等を含む)を削減した場合、その削減した病床数(産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。)
- 二 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
- 三 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
- 四 病床種別を変更した場合、その変更した病床数

- 五 医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略と差別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数
- 六 診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3条の許可を受けずに設置された病床を削減した場合は、その削減した病床数
- 七 その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数
- ア 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床(職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。)
- イ 放射線治療病室の病床
- ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床
- エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。)

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、千葉県病床数適正化支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書(別記第2号様式)を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくこと。
- (6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) その他知事が必要と認める事項。

(変更等承認申請)

第6条 前条第1号から第3号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県病床数適正化支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日(第5条第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から30日を経過した日)又は補助金の交付の

決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県病床数適正化支援事業補助金実績報告書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県病床数適正化支援事業補助金交付請求書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 規則第16条の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、千葉県病床数適正化支援事業補助金概算払請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は次の各号に該当する場合には、交付を行った補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から、令和17年9月30日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合(ただし、知事が病床の増加が必要と認めた場合はその限りではない。)
- (2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月10日から施行し、令和7年度予算に係る補助金から適用する。

別表

1 補助対象事業者	2 補助対象事業	3 基準額
精神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。以下同じ。)、療養病床(同項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。))及び一般病床(同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所	別表第1欄で規定する補助対象事業者が、令和6年12月17日から令和7年9月30日までの間に行った病床数(精神病床、療養病床及び一般病床の病床数とする。)の削減	別表第2欄で規定する事業により削減した病床1床あたり 4,104千円